

## 公示催告手続に関する官報公告文様式の定型化について

昭和63年3月18日民二第824号地方裁判所  
長あて民事局長通達

改正 平成12年3月15日最高裁民二第120号  
平成17年3月15日最高裁民二第002073号  
平成24年12月19日最高裁民三第000822号

公示催告手続に関する官報公告文様式の定型化について、独立行政法人国立印刷局と協議の上、別添の「官報公告原稿の作成要領」を定めましたので、公示催告に関する官報公告の事務は、前記の作成要領によつて処理してください。

なお、申立てに当たり、定型原稿用紙のうち目録用紙及び継続用紙を申立人に使用させることは差し支えありませんので、その旨を弁護士会その他の関係機関と連絡を取るなど各地域の実情に応じて周知させてください。また、各地方裁判所（支部を含む。）及び各簡易裁判所において、前記の要領（「記載例」を含む。）を備え付け、申立人の便宜を図り、かつ、申立人に対し記載方法等について指導を行うようお取り計らいください。

付 記

- 1 この通達は、昭和63年5月11日から実施する。
- 2 昭和48年9月26日付け最高裁民二第781号民事局長通達「公示催告手続に関する官報公告文様式の定型化について」は、昭和63年5月10日限り、廃止する。
- 3 昭和63年5月11日以降にする官報公告申込みのうち、同月31日までに掲載を要する官報公告申込みにあつては、あらかじめ大蔵省印刷局にその旨を通知した上、従前の例により公告原稿を作成する。

付 記（平12.3.15民二第120号）

1 実施

この通達は、平成13年1月1日から実施する。

2 経過措置

平成13年1月1日以降、同年12月31日までにする官報公告申込みのうち、平成12年12月31日までに申立てがあつた事件については、従前の用紙を使用して申込みをすることも差し支えない。

付 記（平17.3.15民二第002073号）

- 1 この通達は、民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律（平成16年法律第152号）の施行の日（平成17年4月1日）から実施する。
- 2 この通達の実施前にされた公示催告の申立てに係る官報公告の事務は、なお従前の例による。

付 記（平成24.12.19民三第000822号）

この通達は、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）の施行の日（平成25年1月1日）から実施する。

## 官報公告原稿の作成要領

### 第1 定型原稿用紙の種類等について（別紙第1のとおり）

#### 1 公示催告及び除権決定用紙

- (1) 公示催告（定型番号第23号）
- (2) 除権決定（定型番号第24号）

#### 2 目録用紙等

- (1) 手形目録（定型番号第25号）
- (2) 小切手目録（定型番号第26号）
- (3) 電信電話債券目録（定型番号第28号）
- (4) 継続用紙（定型番号第29号）

### 第2 官報公告原稿の作成方法について

官報公告原稿は、別紙第1の定型原稿用紙に所要の事項を記載し、又は別紙第1の定型原稿用紙の様式に準じてワードプロセッサ若しくはコンピュータを使用して作成する。

#### 1 別紙第1の定型原稿用紙に所要の事項を記載して作成する場合

##### (1) 公示催告及び除権決定の作成

公示催告及び除権決定は、それぞれの定型原稿用紙に前文及び事件番号等が印刷されているので、それぞれの欄に所要の事項を記載して作成する（別紙第2の記載例1, 2参照）。地方裁判所（支部を含む。）で作成する場合は、「簡易裁判所」と印刷された部分を二線で抹消し、その左に庁名を記載する（別紙第2の記載例8, 9参照）。

##### (2) 手形目録の作成

手形目録の定型原稿用紙は、約束手形・為替手形に共通に使用できるよう、双方の記載事項が印刷されている。このため手形の種類によつて不要の欄を二線で抹消し、それぞれの欄に所要の事項を記載して作成する（別紙第2の記載例3参照）。

なお、数通の手形を公告する場合には、最初の目録用紙に「約束手形5通」のように記載し、それぞれの目録用紙の手形番号欄の左に（ ）を付し、括弧内に当該手形が何通目であることを示す数字を記載して2通目以下の目録の「（別紙）目録」、「手形 通」の欄は、二線で抹消する。この場合において、記載事項の同一のものが多きときには、最初の1通のみに定型の目録用紙を使用し、2通目以下については、継続用紙に、各有価証券の個々に記載する必要がある事項のみを記載して作成する。

##### (3) 小切手目録の作成

小切手目録の定型原稿用紙は、小切手1通を公告するのに必要な記載事項が印刷されているので、それぞれの欄に所要の事項を記載して作成する（別紙第2の記載例4参照）。

なお、数通の小切手を公告する場合には、最初の目録用紙に「小切手5通」のように記載し、それぞれの目録用紙の小切手番号欄の左に（ ）を付し、括弧内に当該小切手が何通目であることを示す数字を記載して2通目以下の目録の「（別紙）目録」、「小切手 通」の欄は、二線で抹消する。この場合において、記載事項の同一のものが多きときには、最初の1通のみに定型の目録用紙を使用し、2通目以下については、継続用紙に、各有価証券の個々に記載する必要がある事項のみを記載して作成する。

##### (4) 電信電話債券目録の作成

電信電話債券目録の定型原稿用紙は、割引債券と利付債券に共通に使用できるよう、双方の記載事項が印刷されている。このため種類に応じて不要欄を二線で抹消し、それぞれの欄に所要の事項を記載して作成する。1通に記載できる範囲は1銘柄で、券面額別枚数、記号番号欄6行の範囲内である（別紙第2の記載例5参照）。

(5) 定型原稿用紙が作成されていない目録の作成

定型原稿用紙が作成されていない公告の目録については、継続用紙を使用し、公告の見やすさを損なわないよう、適宜空欄及び改行を設けることなどに留意して作成する（別紙第2の記載例6参照）。

(6) 訂正公告文の作成

正誤・更正等の公告文を作成する場合には、継続用紙を使用して作成する（別紙第2の記載例7参照）。

2 別紙第1の定型原稿用紙の様式に準じてワードプロセッサ又はコンピュータを使用して作成する場合

次の事項に留意して官報公告原稿を作成する。

(1) 用紙は、A4縦を使用する。

(2) 右上部に、各定型原稿用紙の様式に準じて定型番号を付ける。

(3) 1行の文字数は、全角で22文字分とする。数字は、全角又は半角のいずれでも差し支えない。

(4) 各定型原稿用紙の様式に準じて、空欄及び改行を設けるなどして作成する。例えば、継続用紙（定型番号第29）に準じて作成する場合は、6行毎に空白行を加えて作成する。

なお、升目及び記載要領を付ける必要はない。

(5) 文字のポイント、文字間及び行間は、見やすさを損なわないように留意して設定する。

(別紙第1) 公示催告

官報公告定型番号第23号

公 示 催 告							
次の申立人から別紙目録表示の有価証券につい							
て公示催告の申立てがあったので、その所持人は							
、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所							
に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を							
提出してください。もし下記権利を争う旨の申述							
の終期までに申述及び提出がない場合には、その							
無効を宣言することがあります。							
平成		年（へ）第			号		
<small>(住所)</small>							
/						/	
/						/	
/		申立人				/	
/						/	
/						/	
/						/	
/						/	
/						/	
/						/	
権利を争う旨の申述の終期				/		平成 年 月 日	
/		平成 年		月 日		/	
						簡易裁判所	

日 分 行

記載要領

数字は、アラビア数字とし、事件番号以外は1升到2文字を記載する。

(CODE: 1615)

除権決定

官報公告定型番号第24号

除 権 決 定							
次 の 申 立 人 の 申 立 て に よ っ て 別 紙 目 録 表 示 の 有				価 証 券 に つ い て 公 示 催 告 を し た と こ ろ 、 定 め ら れ			
た 下 記 権 利 を 争 う 旨 の 申 述 の 終 期 ま で に 適 法 に 権				利 を 争 う 旨 の 申 述 を し 、 か つ 、 有 価 証 券 を 提 出 す			
る 者 が な か っ た の で 、 前 記 の 有 価 証 券 の 無 効 を 宣				言 す る 。			
平 成		年		( へ )		第 号	
(住所)							
/						/	
/						/	
/ 申 立 人 /							
/						/	
/						/	
/						/	
/						/	
/						/	
権 利 を 争 う 旨 の 申 述 の 終 期 /				平 成		年 月 日	
/ 平 成		年		月 日			
						簡 易 裁 判 所 /	

日  
分

行

(CODE:1695)

記載要領  
数字は、アラビア数字とし、事件番号以外は1升到2文字を記載する。

(A4)

手形目録

官報公告定型番号第25号

(別紙)	目録				
手形				通	
手形番号					
金額					
支払人					
支払期日	平成	年	月	日	
支払地					
支払場所					
振出日	平成	年	月	日	
振出地					
振出人					
引受人					
受取人					
最終所持人					

日  
分

行

記載要領

- 年月日、手形番号、金額は、アラビア数字とし、1升に2文字を記載する。
- 手形の種類を明らかにするため、「手形」欄に「約束」・「為替」の文字を記載し、また、不要の欄は二線で抹消する。
- 数通の手形を公告する場合には、最初の目録用紙に「約束手形5通」のように記載し、それぞれの目録用紙の手形番号欄の左に( )を付し、括弧内に当該手形が何通目であるかを示す数字を記載して2通目以下の目録の「手形通」の欄は、二線で抹消する。なお、この場合において、記載事項の同一のものが多いときには、最初の1通のみに定型の目録用紙を使用し、2通目以下については、継続用紙に、各証書の個々に記載する必要のある事項のみを記載して作成する。
- 受取人、最終所持人の欄には、受取人、最終所持人が申立人であるときは、申立人と記載する。ただし、申立人が複数の場合には、申立人の氏名を記載する。
- 特に間違いやすい、Iア、1仔、0オ、乙オ、Zオ等々は、例えば、「乙」を朱色の○で囲み、「甲乙の乙」のように欄外に朱書して指定する。

小切手目録

官報公告定型番号第26号

(別紙)	目録				
小切手				通	
小切手番号					
金額					
支払人					
支払地					
振出日	平成	年	月	日	
振出地					
振出人					
最終所持人					

日  
分

行

記載要領

- 1 年月日、小切手番号、金額は、アラビア数字とし、1升到2文字を記載する。
- 2 線引小切手のときは、小切手欄に（線引）と記載する。
- 3 数通の小切手を公告する場合には、最初の目録用紙に「小切手5通」のように記載し、それぞれの目録用紙の小切手番号欄の左に（ ）を付し、括弧内に当該小切手は何通目であるかを示す数字を記載して2通目以下の目録の「小切手 通」の欄は、二線で抹消する。なお、この場合において、記載事項の同一のものが多きときには、最初の1通のみに定型の目録用紙を使用し、2通目以下については、継続用紙に、各証書の個々に記載する必要のある事項のみを記載して作成する。
- 4 最終所持人の欄には、最終所持人が申立人であるときは、申立人と記載する。ただし、申立人が複数の場合には、申立人の氏名を記載する。
- 5 特に間違いやすい、I㍻、1㍻、0㍻、0㍻、乙㍻、Z㍻等は、例えば、「乙」を朱色の○で囲み、「甲乙の乙」のように欄外に朱書して指定する。

(A4)

電信電話債券目録

官報公告定型番号第28号

(別紙)	目録				
銘柄	号第	回割引電	信電話債	券	
券面額別枚数	記号番号				
附属利札	昭和	年	月	日	渡以
発行年月	昭和	年	月		
売出期間	満了日	昭和	年	月	日
償還年月日	平成	年	月	日	
元利金支払場所	株式会社第一勸業銀行の本店				
	及び各支店、その他				
最終所持人					

日  
分

行

記載要領

- 1 年月日、券面額別枚数、記号番号は、アラビア数字とし、1升到2文字を記載する。
- 2 銘柄は、1用紙1銘柄とし、券面額別枚数、記号番号欄には、記載できる範囲のものを記載する。なお、多数の同一銘柄があり、この用紙に記載しきれないものは、継続用紙に記載する。
- 3 最終所持人の欄には、最終所持人が申立人であるときは、申立人と記載する。ただし、申立人が複数の場合には、申立人の氏名を記載する。
- 4 不要の欄は、二線で抹消する。
- 5 特に間違いやすい、Iア、1仔、0セ、〇セ、乙セ、Zセ等は、例えば、「乙」を朱色の○で囲み、「甲乙の乙」のように欄外に朱書して指定する。

(A4)







(別紙)

(別紙第2)記載例1

官報公告定型番号第23号

公 示 催 告					
次の申立人から別紙目録表示の有価証券について					
て公示催告の申立てがあつたので、その所持人は					
、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に					
に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を					
提出してください。もし下記権利を争う旨の申述					
の終期までに申述及び提出がない場合には、その					
無効を宣言することがあります。					
平成17年(へ)第		123号			
(住所)					
東京都		区	町	2丁目3番	13号
申立人		甲山 一郎			
申立人代理人		弁護士 乙山 次郎			
権利を争う旨の申述の終期					
平成17年10月4日					
平成17年7月14日					
簡易裁判所					

日  
分

甲乙の乙

行

(CODE:1615)

記載要領

数字は、アラビア数字とし、事件番号以外は1升到2文字を記載する。

(A4)

記載例 2

官報公告定型番号第24号

除 権 決 定															
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有															
価証券について公示催告をしたところ、定められ															
た下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権															
利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出す															
る者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣															
言する。															
平成 1 7 年				( へ ) 第				1 2 3 号							
(住所)				東 京 都				区				町 2 丁 目 3 番 13 号			
申立人				甲 山 一 郎											
申立人代				理 人 弁 護 士				乙 山 次 郎							
権 利 を 争 う 旨 の 申 述 の 終 期								平成 17 年 10 月 4 日							
平成 17 年				10 月 5 日											
								簡 易 裁 判 所							

日分

甲乙の乙

行

(CODE:1695)

記載要領

数字は、アラビア数字とし、事件番号以外は1升到2文字を記載する。

( A 4 )

記載例 3

官報公告定型番号第25号

(別紙)	目録								
約束手形						1	通		
手形番号	A	B	66	31	52				
金額	54	3,	81	0	円				
支払人									
支払期日	平成	17	年	12	月	30	日		
支払地	神奈川	県			市				
支払場所	株式	会社			銀行		支店		
振出日	平成	17	年	9	月	20	日		
振出地	神奈川	県			市				
振出人	株式	会社			代表	取締役	丙野		
三郎									
引受人									
受取人	申立	人							
最終所持人	申立	人							

日  
分

行

記載要領

- 1 年月日、手形番号、金額は、アラビア数字とし、1升に2文字を記載する。
- 2 手形の種類を明らかにするため、「手形」欄に「約束手形」・「為替」の文字を記載し、また、不要の欄は二線で抹消する。
- 3 数通の手形を公告する場合には、最初の目録用紙に「約束手形5通」のように記載し、それぞれの目録用紙の手形番号欄の左に( )を付し、括弧内に当該手形が何通目であることを示す数字を記載して2通目以下の目録の「手形 通」の欄は、二線で抹消する。なお、この場合において、記載事項の同一のものが多くときには、最初の1通のみに定型の目録用紙を使用し、2通目以下については、継続用紙に、各証書の個々に記載する必要のある事項のみを記載して作成する。
- 4 受取人、最終所持人の欄には、受取人、最終所持人が申立人であるときは、申立人と記載する。ただし、申立人が複数の場合には、申立人の氏名を記載する。
- 5 特に間違いやすい、Iアイ、1仔、0切、0オ、乙杪、Zゼット等は、例えば、「乙」を朱色の で囲み、「甲乙の乙」のように欄外に朱書して指定する。

記載例 4

官報公告定型番号第26号

(別紙)	目録								
小切手(線引)						1	通		
小切手番号	D W 23	64	51						
金額	50	0,000	円						
支払人	株式会社	銀行							
支払地	神奈川県	市							
振出日	平成17年	12	月	16	日				
振出地	神奈川県	市							
振出人	株式会社								
最終所持人	申立人								

日  
分

行

記載要領

- 1 年月日、小切手番号、金額は、アラビア数字とし、1升に2文字を記載する。
- 2 線引小切手のときは、小切手欄に(線引)と記載する。
- 3 数通の小切手を公告する場合には、最初の目録用紙に「小切手5通」のように記載し、それぞれの目録用紙の小切手番号欄の左に( )を付し、括弧内に当該小切手が何通目であるかを示す数字を記載して2通目以下の目録の「小切手 通」の欄は、二線で抹消する。なお、この場合において、記載事項の同一のものが多いときには、最初の1通のみに定型の目録用紙を使用し、2通目以下については、継続用紙に、各証書の個々に記載する必要がある事項のみを記載して作成する。
- 4 最終所持人の欄には、最終所持人が申立人であるときは、申立人と記載する。ただし、申立人が複数の場合には、申立人の氏名を記載する。
- 5 特に間違いやすい、Iアイ、1仔、0仞、0オ、乙オ、Zセト等は、例えば、「乙」を朱色の で囲み、「甲乙の乙」のように欄外に朱書して指定する。

( A 4 )

記載例 5

官報公告定型番号第28号

(別紙)	目録				
銘柄	む号第	3	回	割	引
券面額別	枚数	記号	番号	1	万
				円	券
				2	枚
				は	第
				23	
45	、7	36	7、10	万	円
			券	1	枚
			ひ	第	12
				54	
附属利札	昭和	59	年	3	月
				25	日
				渡	以
				降	利
				札	付
発行年月	昭和		年		月
売出期間	満了日	昭和	58	年	3
				月	30
				日	
償還年月日	平成	5	年	3	月
				25	日
元利金支払場所	株式	会	社	第	一
				勸	業
				銀	行
				の	本
				店	
	及び各	支	店	、	そ
				の	他
最終所持人	申立	人			

日  
分

行

記載要領

- 1 年月日、券面額別枚数、記号番号は、アラビア数字とし、1 升に 2 文字を記載する。
- 2 銘柄は、1 用紙 1 銘柄とし、券面額別枚数、記号番号欄には、記載できる範囲のものを記載する。なお、多数の同一銘柄があり、この用紙に記載しきれないものは、継続用紙に記載する。
- 3 最終所持人の欄には、最終所持人が申立人であるときは、申立人と記載する。ただし、申立人が複数の場合には、申立人の氏名を記載する。
- 4 不要の欄は、二線で抹消する。
- 5 特に間違いやすい、I㍑、1 仔、0 切、0 木、乙杓、Zゼット等は、例えば、「乙」を朱色の で囲み、「甲乙の乙」のように欄外に朱書して指定する。

( A 4 )

記載例 6

官報公告定型番号第29号 ( 継続用紙 )

( 別 紙 )	目 録				
第 号 割 引	債 券				
種 類 枚 数	1 万 円 券	4 枚			
記 号 番 号	第 59 40 ~ 59 43				
売 出 期 間	平 成 17 年 3 月 14 日 か ら	平 成 17 年 3 月			
	25 日 ま で				

支 払 期 日	平 成 18 年 3 月 27 日				
発 行 者	中 央 金 庫				
元 金 支 払 場 所	中 央 金 庫 及 び 各 支 店				
最 終 所 持 人	申 立 人				



記載例 7

商報公告定型番号第29号 ( 継続用紙 )

正	誤				
平成十七年七月五日	掲載の	簡易裁判所に係			
る平成十七年( )第	九号公示催	告公告中			
(原稿誤り)					
ページ	段	行	誤	正	
一八	四	一一	D 23 95 88	D 23 59 88	






記載例 8

官報公告定型番号第23号

公	示	催	告						
次	の	申	立	人	か	ら	別	紙	目
録	表	示	の	有	価	証	券	に	つ
い	て	公	示	催	告	の	申	立	て
が	あ	っ	た	の	で	、	そ	の	所
持	人	は	、	下	記	権	利	を	争
う	旨	の	申	述	の	終	期	ま	で
に	当	裁	判	所	に	権	利	を	争
う	旨	の	申	述	を	す	る	と	同
時	に	有	価	証	券	を	提	出	し
て	く	だ	さ	い	。	も	し	下	記
権	利	を	争	う	旨	の	申	述	の
終	期	ま	で	に	申	述	及	び	提
出	が	な	い	場	合	に	は	、	そ
の	無	効	を	宣	言	す	る	こ	と
が	あ	り	ま	す	。				
平	成	2	5	年	(	へ	)	第	1
2	3	号							
(	住	所							
東	京	都		区		町	2	丁	目
3	番	13	号						
申	立	人	甲	山	一	郎			
申	立	人	代	理	人	弁	護	士	乙
山	次	郎							
権	利	を	争	う	旨	の	申	述	の
終	期	平	成	25	年	10	月	4	日
平	成	25	年	7	月	12	日		
地	方	裁	判	所	簡	易	裁	判	所

日  
分

甲乙の乙

行

(CODE:1615)

記載要領

数字は、アラビア数字とし、事件番号以外は1升到2文字を記載する。

( A 4 )

記載例 9

官報公告定型番号第24号

除	権	決	定				
次	の	申	立	人	の	申	立
て	に	よ	っ	て	別	紙	目
録	表	示	の	有			
価	証	券	に	っ	い	て	公
示	催	告	を	し	た	と	こ
ろ	、	定	め	ら	れ		
た	下	記	権	利	を	争	う
旨	の	申	述	の	終	期	ま
で	に	適	法	に	権		
利	を	争	う	旨	の	申	述
を	し	、	か	っ	、	有	価
証	券	を	提	出	す		
る	者	が	な	か	っ	た	の
で	、	前	記	の	有	価	証
券	の	無	効	を	宣		
言	す	る	。				
平	成	2	5	年	(	へ	)
第					1	2	3
号							
(住	所)						
東	京	都		区		町	2
丁	目	3	番	13	号		
申	立	人	甲	山	一	郎	
申	立	人	代	理	人	弁	護
士	乙	山	次	郎			
権	利	を	争	う	旨	の	申
述	の	終	期	平	成	25	年
10	月	4	日				
平	成	25	年	10	月	7	日
地	方	裁	判	所	支	部	簡
易	裁	判	所				

日  
分

甲乙の乙

行

(CODE:1695)

記載要領

数字は、アラビア数字とし、事件番号以外は1升到2文字を記載する。

(A4)